

RCEP 協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給事務について

2021 年 12 月 7 日
日本商工会議所国際部

日頃より当所の事業活動にご協力賜り、誠にありがとうございます。

当所では、このたび、2022 年 1 月 1 日に発効予定の「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP 協定)について、経済産業省より第一種特定原産地証明書の指定発給機関として指定を受け、発給事務を行うこととなりました(2021 年 12 月 3 日官報掲載)。

ご承知のとおり、RCEP 協定は、世界の GDP、貿易総額、人口の約 3 割を占める地域の大型協定であり、初の経済連携協定(EPA)の締結となる中国、韓国を含め、日本の貿易額の約 5 割を占めるメガ EPA となります。

当所では、他協定と同様、特恵発給原産地証明書発給システムによって RCEP 協定の発給事務を行います。2022 年 1 月 4 日よりご登録企業からの申請を随時受け付け、判定・発給審査を開始する予定です。現在、RCEP 協定のプログラムが円滑に稼働できるようシステムの準備作業等を行っております。

協定発効当初は、登録企業からの判定依頼・発給申請が集中する可能性があり、各事務所において通常時の目安としている処理日数(※)を大幅に超過する場合もございますのでご了承ください。特に、判定依頼については船積日が近い商品からご申請いただくなど、必要に応じてご申請時期の分散化にご協力いただけましたら幸いに存じます。

詳細は、下記をご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※判定審査は原則 3 営業日、発給審査は原則 2 営業日

記

1. システムの利用開始日：

すでにご案内 (<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/nenmatsu-annai-2021-2022.pdf>) のとおり、協定発効予定日である 2022 年 1 月 1 日を含む年末年始は、休業日としておりますことから、システムの利用開始日は 1 月 4 日からとなります。システムによる判定依頼や発給申請等の手続については、1 月 4 日午前 9 時から利用可能です(それより前の判定依頼や発給申請は受け付けておりません)。また、2021 年 12 月 29 日(水)から 2022 年 1 月 3 日(月)までの間、発給システムを停止いたします。停止期間中は、発給システムにはアクセスできませんので、予めご了承ください。

なお、各国における輸入に関する RCEP 税率の適用は、協定発効日(2022 年 1 月 1 日)以降に RCEP が発効されている各国で関税上の特恵待遇の要求を行う貨物について可

能となる見込みです。

その時点で既に産品が輸出（船積）されているケースなどについては、遡及発給された第一種特定原産地証明書による対応が可能です（遡及期限は協定発効日から 180 日以内です）。

2. 協定発効当初の判定依頼・発給申請への対応について

新規協定の発効当初は、登録企業からの判定依頼・発給申請が集中する可能性があり、各事務所において通常時の目安としている処理日数（※）を大幅に超過する場合もございますのでご了承ください。特に、判定依頼については船積日が近い産品からご申請いただくなど、必要に応じてご申請時期の分散化にご協力をお願いいたします。

※判定審査は原則 3 営業日、発給審査は原則 2 営業日

3. 発給対象国：

発効当初の日本からの発給対象は以下の 9 カ国となります。なお、韓国については 2022 年 2 月 1 日より発効することになっており、当該日より判定依頼・発給申請の対象となります。

(2022 年 1 月 4 日時点の発給対象国)

オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナム（計 9 カ国）

4. 発給事務を行う事務所：

全国 26 カ所の事務所において、発給事務を行います。

特定原産地証明書発給・判定事務所一覧

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html

5. 発給方法：

特定原産地証明書は原則 **PDF ファイル形式にて発給**いたします（発給システムのサイト上からダウンロード可能）。詳細につきましては後日ご案内いたします。

当該 PDF ファイルは、発給審査が終了し、手数料の入金を確認できた後、状態が「交付済」になった時点で、発給システムのサイト上からダウンロード可能です（発給窓口までお越しいただく必要はありません）。

また、これに伴って発給手数料は、現金での支払いではなく、事前振込（クレジット払い/事前振込）や後日払いでお支払いください。

6. アンケートご協力をお願い：

登録企業を対象に、今後の RCEP の活用の見込みについてお伺いするアンケート調査を実施しております（12月13日締め切り）。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<https://www.jcci.or.jp/rcep-1203.html>

【お問い合わせ先】

○EPA の交渉状況、協定全般等について

経済産業省通商政策局 経済連携課、同省貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明室

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/contact/

○事前準備（輸出品の HS コード、EPA 税率、原産地規則等の確認）について

日本貿易振興機構（ジェトロ） EPA 相談窓口（電話相談）

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

EPA 相談デスク（経済産業省委託事業）

<https://epa-info.go.jp/>（メール、対面相談）

○企業登録や第一種特定原産地証明書発給業務全般について

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当

お問い合わせフォーム：

<https://www.jcci.or.jp/tokuteico-form.html>